

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年6月12日
<b>【会社名】</b>	愛三工業株式会社
<b>【英訳名】</b>	AISAN INDUSTRY CO.,LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 小林 信雄
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	愛知県大府市共和町一丁目1番地の1
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長小林信雄は、当社および連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しております。当社グループは、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当連結会計年度の末日である平成25年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制を評価いたしました。内部統制の評価にあたっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

当社グループは、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関して評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲につきましては、当社グループの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しております。当該評価範囲を決定した手順、方法としては、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性を考慮し、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、前連結会計年度の連結売上高を指標に、概ね2 / 3 以上を基準として、当社を含む3事業拠点を「重要な事業拠点」に選定いたしました。選定した重要な事業拠点におきましては、事業目的に大きく係る業務プロセスとして、販売プロセス、購買プロセス、たな卸資産管理プロセスを評価の対象といたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。